

## ◇家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の見直しについて

### 1. 条例見直しの理由

国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）（以下、「国基準」といいます。）に基づき定められた「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」（以下、「基準条例」といいます。）は、平成27年4月1日に施行されました。

基準条例では、施行の日から5年以内に見直しを行う旨の規定が設けられているため、令和元年度中に見直しを行います。

### 2. 基準条例の概要

#### (1) 独自基準

##### ①職員

事業	国基準	本市基準条例
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模保育事業B型</li> <li>・小規模型事業所内保育事業</li> </ul>	保育従事者のうち <u>半数以上</u> は保育士とする。	保育従事者のうち <u>4分の3以上</u> は保育士とする。

##### ②「離島その他の地域」に関する規定

本市は該当しないため、規定を設けていない。

##### ③小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育所の職員配置に係る特例

国基準	本市基準条例
年齢ごとに必要な保育士数の合計が1となるときは、保育士が1人でもよいこととするなど、職員の資格等に特例規定を設けている。	資格等の特例規定は設けていない。

#### (2) 国基準の改正に対応して基準条例の改正を行っていない規定

##### ①平成30年厚生労働省令第65号（平成30年4月27日公布、同日施行）

##### （改正概要）

##### ア 代替保育の提供元としての小規模保育事業A型事業者等の追加

市町村は、家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業者を除く。以下同じ。）による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、

（ア）家庭的保育事業者等と代替保育を提供する者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること

（イ）代替保育を提供する者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること

という要件を満たすと認める場合には、

- ・家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所以外において代替保育を提供する場合にあっては、小規模保育事業（A型、B型）又は事業所内保育事業を行う者（以下「小規模保育事業A型事業者等」という。）
- ・家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所において代替保育を提供する場合にあっては、事業の規模等を勘案して、小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者

を、それぞれ確保することをもって、代替保育の提供に係る連携施設を確保することに代えることができることとする。

#### イ 食事の提供に係る搬入施設の追加

搬入施設として、

- (ア) 連携施設
- (イ) 同一法人が運営する社会福祉施設等に以下のものを加える。

保育所、幼稚園、認定こども園等から調理業務を受託している事業者で、給食の趣旨を十分認識し、衛生面、栄養面等、調理業務の適切な遂行能力を有するとともに、年齢、発達段階、健康状態に応じた食事の提供やアレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事内容、回数及び時期に適切に応じることができる者として市町村が適当と認めるもの（居宅で行う家庭的保育事業に限る）

#### ウ 食事の提供の経過措置の延長

居宅で行う家庭的保育事業に限って、施行日（平成27年4月1日）から10年間は、自園調理の規定を適用しないことができる。

ただし、自園調理の体制確保に努めなければならない。

### ②平成31年厚生労働省令第49号（平成31年3月29日公布、4月1日施行）

（改正概要）

#### ア 卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保義務の緩和

家庭的保育事業者等による卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保が著しく困難であると市町村長が認めるときは、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

ただし、この場合において、家庭的保育事業者等は、

- (ア) 利用定員が20人以上である企業主導型保育事業に係る施設又は
- (イ) 地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設であって、市町村長が適当と認めるもの

を卒園後の受皿の提供に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならないこととする。

**イ 満3歳以上児を受け入れている保育所型事業所内保育事業所の連携施設の確保義務の免除**

市町村長が適当と認めるものについては、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることとする。

**ウ 食事の提供の経過措置の5年延長**

家庭的保育事業（居宅で行う場合、居宅以外で行う場合いずれも）について、施行日（平成27年4月1日）から10年間は、自園調理の規定を適用しないことができる。

ただし、自園調理の体制確保に努めなければならない。

**エ 経過措置の5年延長**

連携施設を確保しないことができる経過措置を5年間延長する。

**(3) 国基準の改正が予定されている規定**

該当する規定なし

**(4) 5年間で期限が到来する経過措置**

**①食事の提供の経過措置**

国基準	本市基準条例
既存の施設又は事業者が家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、自園調理の規定を適用しないことができる。	国基準どおり

(5年経過後の延長についての国の方向性)

居宅以外の場所における家庭的保育事業については5年間延長（2（2）②ウ参照）

小規模保育事業、事業所内保育事業については延長しない

**②連携施設に関する経過措置**

国基準	本市基準条例
家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難と市町村が認めるときは、連携施設の確保をしないことができる。	国基準どおり

(5年経過後の延長についての国の方向性)

5年間延長（2（2）②エ参照）

### ③保育従事者の資格に関する特例

国基準	本市基準条例
家庭的保育者及び家庭的保育補助者は、小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業の保育従事者とみなす。	国基準どおり

(5年経過後の延長についての国の方向性)  
延長しない

### ④利用定員に関する経過措置

国基準	本市基準条例
小規模保育事業C型の利用定員を6人以上10人以下であるものを、6人以上15人以下とすることができる。	国基準どおり

(5年経過後の延長についての国の方向性)  
延長しない

## 3. 見直しにおける考え方

(1) 上記2 (1) ①～③の規定は現行基準どおりとします。『「離島その他の地域」に関する規定』については、引き続き本市に適用はありません。

(2) 上記2 (2) ①、②の規定は国基準どおりとします。

(3) 上記2 (4) ①～④の規定は国の方向性どおりとします。

## 4. 見直しのスケジュール (予定)

◎6月 子ども育成分科会①

・基準条例見直し案について検討

◎8月 子ども育成分科会②

・パブリック・コメント手続案の検討

◎9月 市議会に報告

・パブリック・コメント手続案を報告

◎10月 パブリック・コメント手続き

◎12月 子ども育成分科会③

・見直し基準条例案の決定、答申

◎3月 市議会に議案を提出